

2010年(平成22年)4月6日 火曜日

Q 交通事故で足を複雑骨折し入院した後、6カ月ほど通院してきます。保険会社からそろそろ示談の話をしたいと言われましたが、そもそもどのような請求ができるのか分かりません。教えてください。

事故で負傷、示談の請求は？



係費②入院雑費③通院費④入院雑費⑤入院慰謝料⑥休業損害⑦必要性があれば付き添い介護費などがあります。

A まず治療中の損害については、「傷害による損害」を請求することができます。主なものとして①治療状況の程度に応じて基準

「症状固定」前後で変化

り6500円ほどが認められる場合があります。治療により症状は軽くなりますが、ある時期を過ぎると治療の効果がでてこなくなりま

(後遺障害がなければ(弁護士 松田健太郎)